# 補償額買い増しオプションのお申込方法

お申込みは 簡単

申 込 締 切 日 2024年7月5日(金)

険 料 募集専用WEBサイトから、ご確認ください。

体 割 引 パンフレットに記載されている保険料は、団体割引10%(被保険者数100名以上500名未満) 4

経験損害率による割増1%を適用しています。

補償額買い増しオプション…2024年10月1日 午後4時 ~ 2025年10月1日 午後4時 1年間

(ご契約期間) ※会社補償部分については、2007年4月1日よりスタートしております。

保険料の払込方法 加入を申込んだオプションについて、保険料を給与から控除します。第1回目の保険料引き落としは

2024年10月の給与から控除します。

※保険料控除の取扱い(2024年2月現在)補償額買い増しオプションで払い込みいただいた保険料のうち、 所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

(注)上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

お申込み方法について (新規・変更・脱退)

募集専用WEBサイトから申込入力をお願いします。URL、ID・PWはチラシにてご案内いたします。

自動継続について 変更・脱退のお申出がない限り、ご契約は自動的に継続されます。継続後の保険料は、継続日時点の被保険者 の年令および保険料率によって計算されます。また、被保険者のご加入範囲の年令を超えた場合には継続が

できませんので、ご了承ください。

他の保険契約等について 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項としてWEBサイトの画面より入力してい ただきます。正しく入力していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込事項(年令・他保険加入状況・保険金請求歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件 を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 就労支援トータルサービス

- ■メンタルご相談(メンタル相談サポート/メンタルITサポート)
- ■健康·医療·介護ご相談(健康·医療·介護のご相談/セルフ健康診断サポート/病院情報のご提供)
- ■各種手続きご相談(税務・フィナンシャルサポート/公的給付申請サポート/福祉情報のご提供)

※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。 ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりませ ん。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。 ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異な ります。 ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。 ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあ ります。 ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。 ※上記はサービスの概要を記載した ものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイ ド」でご確認ください。

### <引受保険会社からのお知らせ>

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社が小ープ 会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託 先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求·支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会 社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施 行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。

### 【団体成立要件について】

今回のご契約を成立するにあたり、ご加入者数が10名以上必要となります。募集結果が10名に満たない場合には、ご契約を成立できませんの であらかじめご了承ください。

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この文書は団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意 喚起情報のご説明」をご覧ください。また詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款·特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受 保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。団体長期障害所得補償保 険のご契約のしおり(普通保険約款·特約)、保険証券は保険契約者(アステラス製薬株式会社)に交付されます。

> 7月5日(金) 【申込締切日】

### 【取扱代理店】

### 銀泉株式会社 アステラス保険営業部

東京営業部 〒105-0022 東京都港区海岸1丁目2-20汐留ビルディング17階 TEL 03-6777-7024 TEL 0120-522-672 FAX 03-6772-2819 大阪営業部 〒541-0043 大阪市中央区高麗橋4-6-12 TEL 06-6202-8616 TEL 0120-335-524 FAX 06-6202-8617 富山営業所 〒930-0809 富山市興人町2-178 アステラスファーマテック株富山技術センター内 TEL 076-433-6788 TEL 0120-636-784 FAX 076-431-1240

### 【引受保険会社】

あいおいニッセイ同和損害保険

MS&AD INSURANCE GROUP

### 東京企業営業第一部 営業第二課

TEL: 050-3461-1981 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19 あいおいニッセイ同和指保日本橋本社ビル

(2024年5月承認) A24-100528

アステラス製薬株式会社 従業員の皆さまへ

《正式名称》

# 団体長期障害 所得補償保険

申込方法は専用WEBサイトでPC、スマートフォンからのお手続きです。

この保険はアステラス製薬株式会社を保険契約者とし、 アステラス製薬株式会社従業員ご本人を加入者とする 団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

会社が2007年4月より導入した会社補償部分の内容をご確認のうえ 補償額買い増しオプションをご検討ください

GLTDの仕組みについては、 「銀泉アステラスから保険のご案内」HPもご覧ください。

https://www.gs-ins.com/astellas

申込締切日

2024年7月5日(金)

補償額買い増し オプション補償開始日

加入対象者 (補償の対象となる方) 2024年10月1日(火)午後4時

2024年10月1日において満15才以上、満54才以下の 健康保険・厚生年金保険等の対象となる告知日時点で 正常に勤務されている従業員ご本人

※役員、パートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者は 加入することができません。

アステラス製薬株式会社

取 扱 代 理 店:銀泉株式会社 アステラス保険営業部 引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

# 団体長期障害所得補償保険

# )概要について

病気・ケガで働くことができない期間、一定の収入を最長60才まで補償する保険です。 このアステラス製薬株式会社GLTDは、長期にわたって休職する場合の私たちの収入に関する

まず、「会社補償部分」について内容をご確認ください。

そして「補償額買い増しオプション」についてご確認のうえ、必要な口数をお選びください。

# 「もしGLTDがなかったら?」

下の図は、これまでの休業補償制度を簡単に表しています。ある程度の補償はありますが、多く の補償額は月額の給与を基準としているため、ボーナスを含めた年収ベースで見た場合には、 生活に必要な金額として不十分な状態です。また傷病が長期化した場合には、収入が全くなく なってしまう\*など、対応しきれていないということがわかります。

※ただし、所定の重度障害に該当した場合は障害厚生年金等の社会保障給付があります。

これまでの保険では、 収入は補償されません。 治療をしている間に収入が 無くなってしまったら、どうやっ て生活すればいいの?不安!!



### ①会社の休業補償と 健康保険

傷病によって会社を休職す る場合、有給休暇、特別療 養休暇終了後、扶助金から 月収の100%が最長18か月 間、更に健康保険から「傷病 手当金+付加給付」(標準 報酬月額の85%)が最長で 18か月間支給されます。

( i

こ

わ

n

ŧ

休職期間が満了するまでに 会社に復職できない場合に は、会社を退職となります。

# **GLTDは**

就業障害発生

これまでの保険ではすべてを補償できなかった、長期間仕事ができない場合の収入の補償を行います。

### これまでの保険

生命保険 医療保険 がん保険 傷害保険 死亡した場合 入院している期間 がんで入院・治療 ケガで入院・治療

### GLTD

①病気やケガで入院・医師の指示によりリハビリ・

②障害が残りこれまでと同じように働くことができず復 職しても収入が20%超下がってしまうような場合 ③病気やケガが原因で退職し引き続き仕事のできない 状態が続いている場合も補償は継続し、皆さまと ご家族の生活を守ります。

### 会社補償部分

傷病による休職が長期化し、有給休暇・特別療養 休暇、休職期間の全てが終了し、退職後6か月を経過 してもまだ仕事に復帰できない状態の場合に、アステ ラス製薬株式会社GLTD(会社補償部分)によって「健康保険 標準報酬月額の50%」が支給されます。この給付は、 仕事ができるようになるまでの期間最長で5年間継続 して支払われます。これで、長期の療養の場合でも、 5年間は最低限の生活資金を確保することができる ようになります。

### 補償額買い増しオプション部分

従業員の皆さまの中には、住宅ローンをお持ちの方、お子さまが小さく養育費用・教育費用が必要な方など、「健康保険 標準報酬月額の50% | の金額では、自分の生活必要金額には足りないという方も少なくないはずです。 そこで、会社補償に加え、個人で補償額を買い増しできる「補償額買い増しオプション」を準備しています。

保険金月額5万円(当初5年間は2万円)の買い増しプラン

補償額買い増し オプションは 次のとおり

保険料月額: 485円 保険金月額:5万円(当初5年間は2万円) 最高加入口数: 20口まで

※団体割引10%(被保険者数100名以上500名未満)を適用しています。

「補償額買い増しオプション」の加入口数は、あなたとご家族が1か月生活するのにいくら収入が必要か、

それに合わせ年収の12分の1の50%を上限にお決めください。 [GLTDイメージ図] 生活費の不足に加え、医療費が増加! 長期の療養で住宅ローンが払えないと 有給 賞 特 手放すことに… 与 別 住宅ローンをお持ちの方・ 休 療 小さいお子さまがいる方、要注意! 共済会の見舞金 養 睱 (職務給1か月分を年2回支給) 健 休 康 暇 2007年4月1日からスタート 時 額 GLTD会社補償 GLTD補償額買い増しオプション 0 健康保険標準報酬月額 給 年 の50%(5年間) 与 健康保険の 傷病手当金 共済会の 扶助金 付加給付 標準報酬月額の 保険金月額30万円 (6口加入の場合) 85% 最長60才まで 40⊟ 30⊟ 12ヵ月 障害厚生年金等の社会保障給付(該当者) 補償額買い増しオプション 最長60才 免責期間 就業障害発生 (1,195日) ※精神障害による就業障害の場合には、補償期間は最長で5年間になります。ただし、基本補償のてん補期間を超えないものとします。

※GLTDイメージ図の休暇日数は一例です。従業員さまごとに休暇日数は異なります。

<ご注意!>ステップ後の保険金お受取りは、免責期間(1,195日)および当初5年間が経過してからとなりますので、加入時のご年令が51才以上の方は増額後の保険金額で保険金をお受取りいただけない場合がありますので、あらかじめご注意願います。

# こんなとき、GLTDが必要です!

## 私たちは1か月生活するのに、いったい どれくらいの収入が必要でしょうか。

仮に収入が無くなったとしても、住宅ローン、子どもの教育費、税 金、食費、などさまざまなお金が必要です。長期間にわたる療養 費用等も考えておく必要があります。また、社会保険(健康保険・ 公的年金など)の保険料や、生命保険の掛金も支払い続ける 必要があります。このように、私たちが仮に仕事ができなくなり収 入が無くなったとしても、私たちの毎日の生活に必要な出費はほ とんど変わりないことがわかります。もし何かがあったとき、この必 要な収入を私たちは確保できているのでしょうか。



### 月々の支払い 住字ローン 100.000 白動車ローン 15.000 駐車場 10.000 光熱費 25.000 健康保険 15,000 厚牛年金 30.000 生命保険 20.000 子どもの教育費 50.000 食事·生活費 100.000 合計 365,000

### ボーナス時の支払い 住字ローン 300.000 自動車ローン 50.000 家計への補助 250,000 合計 600.000

長期傷病時に収入が減少し ても、これらの支出は変わり ません。そしてこの他にも、ま だまだたくさんの支出がある はずです。

上記は一例であり家族構成・世帯収入により異なります。

## () 「GLTD (補償額買い増しオプション)」 ∠ の特長

### ❶ 最長60才まで補償します

病気やケガにより、免責期間を超えても仕事ができない状態が続 いている場合に補償を行います。傷病が回復し職場に復帰でき るようになるまでの期間、最長で60才まで収入補償を行います。 ※てん補期間は60才に達した日(\*)まで、ただし、争責期間の終了日の翌日から60才 に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。 (\*)60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

※精神障害による就業障害の場合には、てん補期間は最長で5年間になります。 ただし、基本補償のてん補期間を超えないものとします。(精神障害補償特約セット)

### 2 復職後の保険金の受取り

傷病が回復したけれども障害が残って以前と同じように仕事

ができない、また治療を継続しながら職場に復帰しているけれ ども完全には仕事ができないなど、一部職場復帰しているが 収入が20%超減少している場合に保険金はその減少の割合 に応じて継続して(最長60才まで)支払われます。

### ❸ 退職後の保険金の受取り

傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合にも、傷病に よって収入が減少している間について保険金は継続して受け 取ることができます。

### △ 保険金は非課税

保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支 払いする保険金のご説明」をご確認ください。

### 「がん」「心臓病」「脳卒中」、 これらの病気は、長期の療養が 必要です。

「がん」「心疾患」「脳血管疾患」のような大きな病気をしても、 医学の進歩によって命は助かるようになってきました。

しかし、命は助かってもすぐに仕事に復帰できるかといえばそうと は限りません。治療の期間、リハビリの期間、自宅療養の期間な どが必要です。

また、障害が残ってしまい今と同じ仕事ができなくなったとしたら、 あなたの収入はどうなるでしょう?この様に収入が減少した場合、 その減少分をGLTDが補償します。